

社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙及び本会ホームページに掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 本会は、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をするものとして不適当であると会長が認めるもの

(広告掲載の資格)

第3条 広告掲載の申込みをすることができるものは、本会の特別会員、賛助会員、団体会員及び施設会員とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載条件、申込み手続き等は、別表のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙及びホームページのほか、各種機会を通して公募するものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。
- 3 会長は、募集を行うにあたり、本会の特別会員、賛助会員、団体会員及び施設会員となりうる法人等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、第2条及び第3条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知する。

- 2 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに、掲載しようとする広告の原稿等を提出するものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規程に反すると認めたとき
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4) その他、会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規程により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由による場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の規格、掲載条件、申込み手続き等

広告媒体	広告媒体	社協だより	ホームページ
	発行（更新）回数	年 4 回	随時更新
	発行（更新）日	4/15、7/1、9/15、1/15	
	発行部数	130,000 部	—
	紙面	A4 版 12 項 2 色刷り	—
	配布対象	市内各戸配布 市内福祉施設及び事業所等	福祉関係者や福祉、ボランティア等に関心のある方
広告規格	枠数	1 号あたり 4 枠まで	6 枠まで
	大きさ	1 枠 縦 4cm × 横 8.5cm	1 枠 縦 60pix × 横 120pix 形式 : JPEG 又は PNG
	掲載場所	10 頁・11 頁 下部	トップページ 下部
掲載条件	掲載料	1 枠 10,000 円	1 枠 6 か月 15,000 円 12 か月 30,000 円 掲載開始日は月の最初の平日
	入稿方法	広告原稿は広告主において作成し、データで入稿してください。	
	入稿期限	発行日の 1 か月前まで	掲載開始日の 1 週間前まで
申込手続等	申込方法	広告掲載申込書（様式第 1 号又は第 2 号）に必要事項を記載し、会社等の概要が分かる資料等を添付して下記の申込先に郵送またはメールでご提出ください。	
	申込期日	掲載を希望する月の 2 か月前までにお申込みください。	
	広告掲載料の納入	本会指定の金融機関へ、広告原稿入稿期限までに全額納入してください。なお、振込手数料は広告主の負担になります。	
その他	留意事項	広告内容及びデザインについて、各種法令又は当該要綱等に違反している、もしくはそのおそれがある、もしくは誤りがあると判断したときは、修正をお願いする場合もありますのでご了承ください。メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。	
	お申込み ・お問い合わせ先	社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会 総務課 総務係 〒500-8309 岐阜市都通 2 丁目 2 番地 岐阜市民福祉活動センター内 電話 (058) 255-5511 FAX (058) 255-5512 メール soumu1@gifushi-shakyo.or.jp	